

10. 避難勧告等の情報伝達

10.1 住民の避難行動の認識の徹底

これまで、自治体は災害種別毎にハザードマップを作成し、住民への配布や広報に努めているが、様々な災害が想定されること、災害発生時に使われる形で保管してもらうのが難しいことなどから、実際の避難行動に十分役立っていない可能性がある。

避難勧告等が発令された場合、住民が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、住民一人ひとりが、あらかじめ想定される災害毎にどのような避難行動をとれば良いか、立ち退き避難をする場合にどこに行けば良いか、避難に際してどのような情報に着目すれば良いかをあらかじめ認識しておく必要がある。

このため、本ガイドラインでは、住民自身が、想定される災害毎に、それぞれ避難すべき施設や避難に際して確認すべき防災情報など、避難に当たりあらかじめ把握しておくべき情報を記載する「災害・避難カード」を導入し、自分にとって「命を脅かす危険性」に何があるのかを確認してもらう仕組みを提案する。

これによって、災害種別毎に作成されているハザードマップ等の情報を基にして、各家庭において、災害種別毎にどう行動するのかを確認し、災害時は、自ら Web 上の防災情報や、市町村が発する避難勧告等の情報を判断材料として、悩むことなく、あらかじめ定めた避難行動をとることができるようにする。

10.1.1 災害・避難カード

水害（場合によっては複数の河川）、土砂災害、高潮災害、津波災害の災害種別毎に立ち退き避難の必要性、立ち退き避難する場合の場所を建物毎に記す。

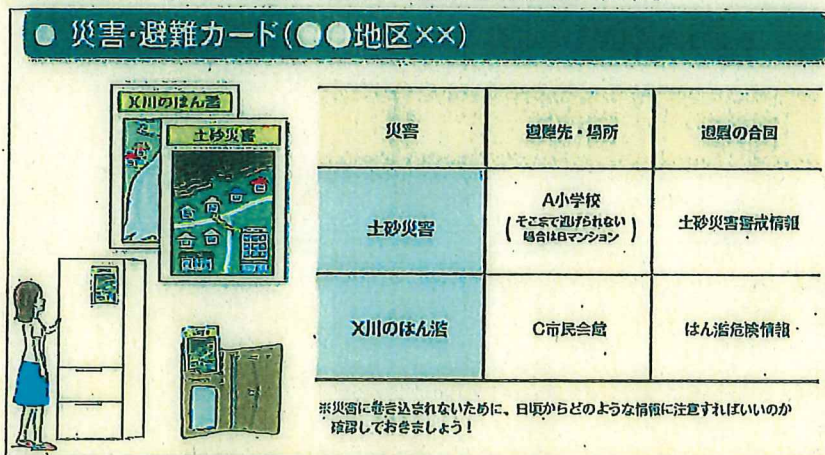
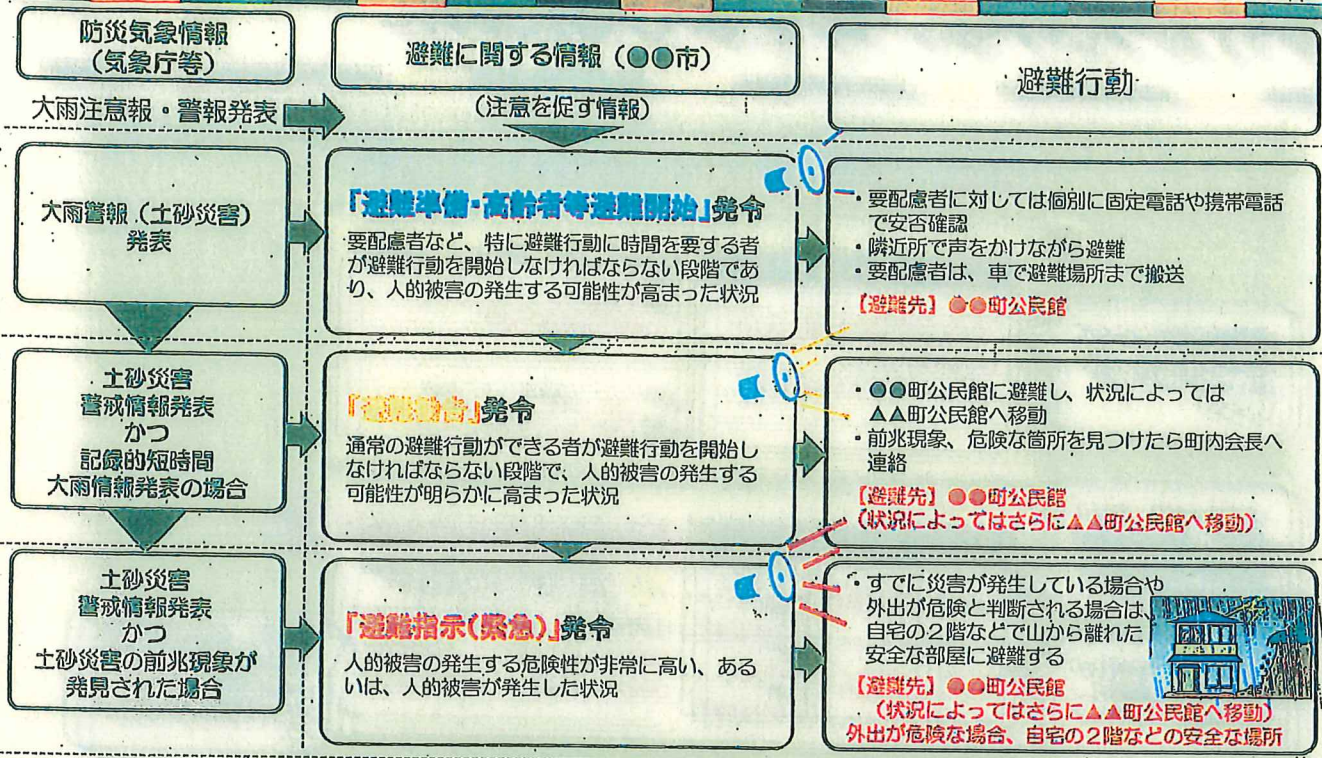


図9 災害・避難カードのイメージ

※複数の河川からの浸水が想定される地域において、一方の河川による浸水深が大きく、立ち退き避難が必要な場合は、複数の河川からの浸水が同じ降雨で発生することを想定し、浸水深の大きい方を基準にして避難行動を想定する必要がある。

町町民の避難行動



災害のおそれがあるときは
地域のみならず
助け合いましょう！

災害	避難の合図	避難行動
土砂災害		[日中]
		[夜間]
水害		[日中]
		[夜間]

だれを気にかける？ (近所の高齢者など)

！ 注意を促す情報や避難に関する情報が発令されたら…だれに連絡する？

誰に？ 連絡先は？

災害	避難の合図	避難行動
土砂災害		[日中]
		[夜間]
水害		[日中]
		[夜間]

だれを気にかける？ (近所の高齢者など)

！ 注意を促す情報や避難に関する情報が発令されたら…だれに連絡する？

誰に？ 連絡先は？

災害	避難の合図	避難行動
土砂災害		[日中]
		[夜間]
水害		[日中]
		[夜間]

だれを気にかける？ (近所の高齢者など)

！ 注意を促す情報や避難に関する情報が発令されたら…だれに連絡する？

誰に？ 連絡先は？

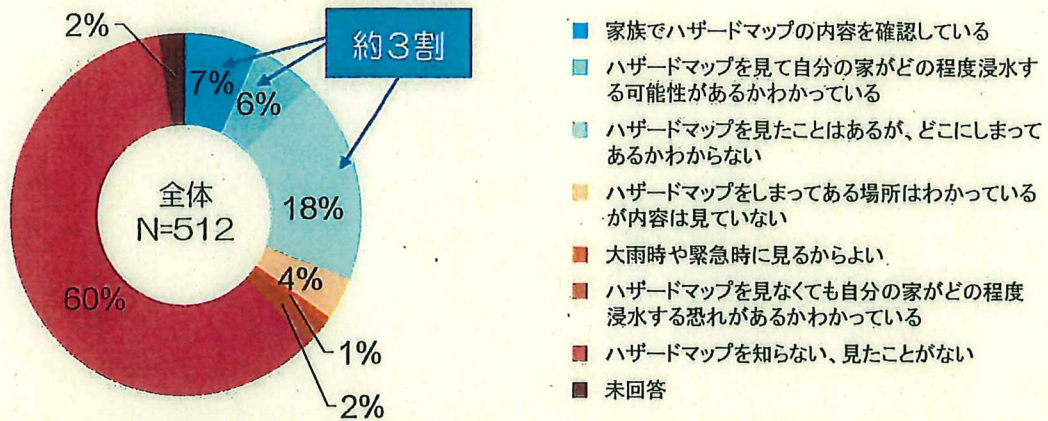


平成27年 関東・東北豪雨におけるハザードマップの活用状況

▶ 常総市では、ハザードマップ作成時（平成21年）に全戸配布していたが、ハザードマップを見たことがあるのは、約3割であった。

●平成27年関東・東北豪雨に関するアンケート調査

Q. ハザードマップを見たことはありますか？



対象：浸水地域または避難勧告や避難指示が発令された地区に居住し、当日いた常総市の住民
(住居分布に対して均等にサンプリング)

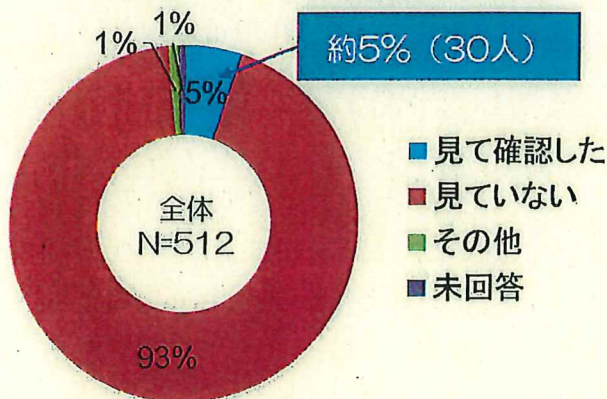
〔H27中央大学河川・水文研究室調べ（速報値）〕

平成27年 関東・東北豪雨におけるハザードマップの活用状況

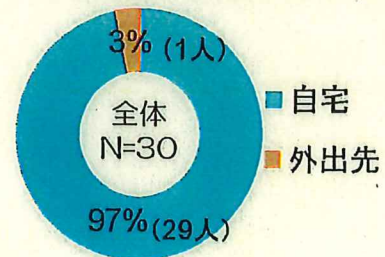
▶ 一方、水害発生時にハザードマップを見て確認したのは、5%であった。

●平成27年関東・東北豪雨に関するアンケート調査

Q. 災害発生時にハザードマップを見ましたか？



ハザードマップを見た人の災害発生時の所存



〔H27中央大学河川・水文研究室調べ（速報値）〕

被災者生活再建支援制度の充実と安定を図るための提言

被災者生活再建支援制度は、被災者生活再建支援法が平成10年5月に成立し、適用が開始された平成11年から今年で20年目を迎える。概ね現行制度となった平成19年以降、平成23年に東日本大震災、平成28年に熊本地震が発生し、今年も平成30年7月豪雨や大阪府北部を震源とする地震、平成30年北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。

発生後8年目を迎える東日本大震災では、依然5万7千人の方が避難生活を余儀なくされている。現在でも東日本大震災の被災3県で7千戸、熊本地震により被災した熊本県で1万1千戸の仮設住宅が供与されており、住まいの再建には至っていない状況にある。

また、被災者生活再建支援基金は、東日本大震災や熊本地震などの被災者への支援金の支払いが継続していることにより、来年度末に基金残高が200億円に減少する見込みであることから、基金への追加拠出が早急に必要となっている。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘る制度の改善を図ってきたところである。

その上で、さらなる充実や安定を図ることにより、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について、積極的に取り組まれることを強く要請する。

- 1 被災者生活再建支援制度の支給対象を半壊まで拡大すること。
- 2 基金への都道府県による追加拠出にあたっては、これまでの拠出時と同等以上の財政措置を講ずること。
- 3 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援法の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災の対応や教訓等を踏まえ、特別の国の負担により対応すること。
- 4 一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、法に基づく救済が被災者に平等に行われるよう、全ての被災区域を支援の対象とすること。

平成30年11月9日

全国知事会

事務連絡
令和元年10月21日

岩手県、宮城県、福島県、茨城県、
栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、
神奈川県、新潟県、山梨県、
長野県、静岡県

災害救助担当主管部(局)長 殿

内閣府政策統括官(防災担当) 付
参事官(被災者行政担当)

令和元年台風第19号に係る応急仮設住宅について

今般の台風第19号において、避難所で生活されている被災した方々が速やかに応急仮設住宅に移っていただく観点から以下の点につき御了解願いたい。

また、管内市町村に対して、下記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

1. 入居対象者

応急仮設住宅は、以下の方なども入居することが可能であるので、この旨了解願いたい。

ただし、応急修理を併せて利用することはできないことに留意すること。

(1) 住宅が全壊、全焼又は流出等の被害を受け、現在、避難所にいる方もより、ホテル・旅館、公営住宅等を避難所として利用されている方や、親族等に身を寄せられている方

(2) 「半壊」(「大規模半壊」を含む。)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない方

(3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が遮断している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できない方

2. 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅(以下「賃貸型応急住宅」という。)の対象経費

賃貸型応急住宅を提供する場合の対象経費は、家賃の他、共益費、退去時修繕負担金、礼金、仲介手数料、損害保険料、管理費、入居時鍵交換費などが対象となるので、ご留意願いたい。

ただし、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限る。

また、自家用車を持っている方は、駐車場付きの賃貸住宅を探していただきたい。

3. 借地料

災害救助法による建設型応急住宅は、公有地等を予定しているところであるが、土地の利便性や、連やかな用地確保の観点から民有地を活用したことに伴う土地の借料についても、個別の状況に応じて、通常の借料の範囲内で災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じ協議されたい。

4. 造成費及び土地の原状回復費

建設型応急住宅の建設用地における土地の造成費(権利調査、測量、造成設計、盛り土、切り土など)及び応急仮設住宅を解体撤去する際の用地の原状回復費については、災害救助法の国庫負担の対象となるので、必要に応じご相談願いたい。

特に、民有地の借用を予定している場合、このことを土地の所有者に説明することにより、円滑な用地確保を図っていただきたい。

5. 防火対策等

応急仮設住宅の防火対策等を強化するために、次の設備、備品を整備した場合には、これに要する経費については、災害救助法の国庫負担の対象となるため、具体的な整備に当たっては、それぞれの必要性を踏まえつつ、優先順位をつけて実施されたい。

(1) 応急仮設住宅の野外に設置されている消火器に加えて、各住戸内への消火器の設置

(2) 集会所、談話室へのAED(自動体外式除細動器)の設置(なお、設置に当たっては、必要な場合に活用できるよう、管理者等を定めるなど適切な管理を行うこと。)

(3) 各住戸、集会所及び談話室内への消防法令に基づく煙感知器や非常ベルの設置

近年の主な豪雨災害における、被災者生活再建支援金の支給について

災害名	住家被害棟数 ※1	支援金の支給状況			その他・備考
		既支給世帯数	支援金支給額 (千円)	支援金支給世帯割合 (%)	
①平成19年台風第11号及び前線による大雨 (平成19年9月13日～18日)	1,835	98	163,125	5.3	支援法は、改正附則による遡及適用。 九州、東海、東北地方
②平成21年7月中国・九州北部豪雨 (平成21年7月19日～26日)	12,246	60	111,625	0.5	山口県、福岡県で大雨、土砂災害
③平成21年台風第9号 (平成21年8月8日～11日)	6,948	545	917,375	7.8	中国、四国地方から東北地方にかけて 大雨
④平成22年梅雨前線による大雨 (平成22年6月11日～7月19日)	7,812	38	76,250	0.5	鹿児島県で土砂崩れ、広島県、岐阜県
⑤平成23年7月新潟・福島豪雨 (平成23年7月27日～30日)	10,132	238	409,625	2.3	新潟県、福島県会津
⑥平成23年台風第12号 (平成23年8月30日～9月5日)	26,102	1,210	1,982,000	4.6	紀伊半島で河道閉塞
⑦平成23年台風第15号 (平成23年9月15日～22日)	11,579	892	1,052,625	7.7	九州、四国
⑧平成24年7月九州北部豪雨 (平成24年7月3日～13日)	14,782	635	1,197,375	4.2	九州北部地方
⑨平成25年梅雨期豪雨及び暴風雨による災害等 (平成25年6月8日から8月9日)	8,894	100	160,500	1.1	
⑩平成25年台風第18号の大雨等 (平成25年9月15日～16日)	11,739	40	64,625	0.3	福井県、滋賀県、京都府で大雨。竜巻が10件
⑪平成26年8月20日広島土砂災害（平成26年8月19日からの大雨による広島県の被害）	4,769	291	540,875	6.1	中国地方、九州北部地方
⑫平成27年9月関東・東北豪雨 ※台風第18号を含む (平成27年9月9日～9月11日)	23,337	2,033	3,071,625	8.7	栃木県、茨城県、宮城県。鬼怒川
⑬平成28年台風第10号 (平成28年8月26日～8月31日)	6,004	1,107	1,526,000	18.4	岩手県など東北地方
⑭平成29年6月30日からの梅雨前線に伴う大雨及び平成29年台風第3号 ※平成29年7月九州北部豪雨を含む (平成29年6月30日～7月10日)	3,864	527	810,625	13.6	九州北部地方
⑮平成30年7月豪雨 ※台風第12号を含む (平成30年6月28日～7月8日)	51,110	9,665	14,338,250	18.9	特定非常災害法適用。 中国、四国、近畿、東海地方

※1 住家被害棟数は、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水の合計。

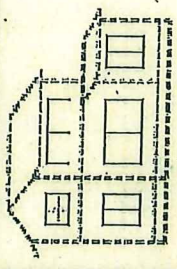
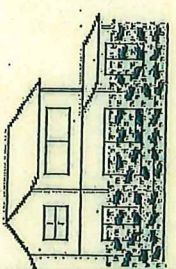
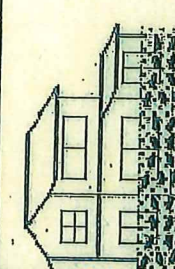
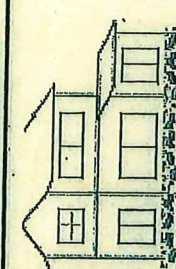
※2 人的被害、住家被害は、2019年10月15日現在で公表されている速報値（一部確定値）

出典：内閣府、消防庁の資料より高橋千鶴子事務所作成

令和元年台風第19号における被害認定調査の効率化・迅速化手法について③

浸水深による簡易な判定が可能

堤防決壊等により浸水したエリアは
外力が作用したものと判断

	住家流失 又は 床上1.8m以上の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	全壊
	床上1m以上 1.8m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	大規模 半壊
	床上1m未満の浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊
	床下浸水 (浸水深の最も浅い部分で測定)	半壊に 至らない

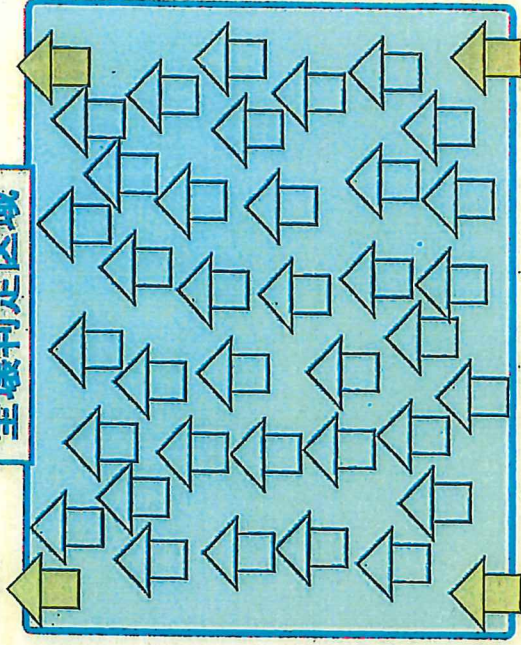
住家毎でなく区域で判定が可能

床上1.8m以上浸水したことが
一見して明らかかな区域



区域の端部の住宅のサンプル
調査で区域内の住家全てを
「全壊」と判定

全域判定区域



↑ : 床上1.8m以上の浸水を調査する住家

【端部調査による判定イメージ】